
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 166

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2018年3月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～示談後に損害賠償請求をされて困っています
- 3・交通事故の裁判事例～事故の半日後にアルコールが検出され免責を適用
- 4・今日の朝礼話題～路肩の部分凍結に注意しよう
- 5・【新発売】自己診断テスト「運転の注意力レベル診断」
- 6・【好評発売中】小冊子「知っていますか？安全管理の法律問題」
- 7・【おすすめ】小冊子「雪道・凍結道の危険をイメージしよう」

// //

★3月前半の安全管理ごよみ

- ◆1日（木）～7日（水）
——車両火災予防運動（春季全国火災予防運動）
- ◆1日（木）～31日（土）
——自殺対策強化月間
- ◆4日（日）
——運行管理者試験（平成29年度第2回試験）
- ◆7日（水）
——消防記念日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2018/02/13/kongetsu-untenganri-2018-mar/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第58回「示談後に損害賠償請求をされて困っています」

【質問】

弊社の従業員が、先日事故を起こし、怪我をした相手方とは示談をしたのですが、3ヶ月ほどしてから「後遺症で膝が曲がらない」などとして治療費を求める損害賠償請求を受けました。一度示談をしているのにも関わらず、被害者に損害を賠償することはあるのでしょうか？

【回答】

いわゆる示談とは、民事上の紛争について、お互いの合意によって債権債務の内容を定め、その紛争を解決するというものであり、通常示談書等には、同合意に定めるもの以外にはお互いに債権債務はないことを確認する条項が入ることが一般的です（清算条項といいます）。

よって、示談が成立した後は、同示談による合意の内容以上に、債権者がさらに請求をすることはできませんし、また債務者がさらに支払を行う必要はないことになります。

ただ、一定の場合、示談成立後であっても、損害賠償請求が可能となる場合があります。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/02/01/houritsu-58-jidan/>

■交通事故の裁判事例

今回は、自損事故を起こして現場から離れ半日後に警察に出頭し、飲酒検査で基準値以下のアルコールが検出された事案で、酒気帯びの免責事項に当たる

とした事例を取り上げます。

『事故の半日後の検査で少量のアルコールが検出され免責を適用』

【事故の状況】

平成26年1月24日午前2時ごろ、Aは名古屋市内の片側4車線道路を走行中にハンドル操作を誤り、中央分離帯縁石に乗り上げ、歩道上に設置された車止めのポールに自車を衝突させました。

車は右フロント足回りを損傷し自力走行できなくなったため、Aはダッシュボードに携帯電話番号を記した紙をおき、タクシーで自宅に帰宅しました。

警察では、朝方現場から事故車をレッカー移動させてAにその旨を通知しましたが、Aは昼過ぎになってから警察署に出頭し、対応した警察官が酒の臭いがするとして飲酒検査を行った結果、呼気1リットル当たり0・15mg以下のアルコールが検出されました。

Aは帰宅してから酒を飲んだと主張しましたが、裁判所では次のように述べて、修理費等約73万円の保険金請求を認めませんでした。

【裁判所の判断】

「酒気帯び免責条項にいう『酒気帯び』というのは、身体にその者が通常保有する程度以上にアルコールを保有していることが、顔色、呼気等の外観上認知できる状態にあるというと解され、アルコール量が道路交通法の数値を満たしているか否かは問わないものと解するのが相当である」

「車両を現場に放置した場合、他の交通を妨害し二次事故を招く恐れもあったにも関わらず警察に連絡しなかったのは、事故現場を早急に立ち去る理由があったと考えられ、事故当時酒気帯びの状態であったため、警察に発覚することを恐れたものと考えられる」

「朝方、事故車がレッカー移動されたことを知りながら、直ちに警察に出頭せず午後になってから出頭している。また、帰宅後に飲酒したことを認める証拠はなく、仮にそうであったとしても事故車両を放置しているのであり、警察か

ら連絡があった場合すぐに現場に戻る必要があったのに飲酒したというのは、酒気帯びの状態を隠蔽する意図があったものと強く推認される」

などとして、Aは事故当時酒気帯び運転の状態にあったと認定しました。

(名古屋地裁 平成28年3月15日判決)

■今日の朝礼話題

『路肩の部分凍結に注意しよう』

たび重なる寒波により各地で大雪が降り、普段は雪の少ない地域でも山間部の道では降雪があるようです。

これから気温が上がり雪解けに向かうでしょうが、雪が道路の端などに残って部分的に凍結することも多いので注意しましょう。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/02/19/tw-bubun-toketsu/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】自己診断テスト「運転の注意力レベル診断」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（5冊1セット・税別・送料実費）

安全運転は「認知・判断・操作」を適切に行うことで成り立っていますが、

実際の運転場面ではさまざまな要因によって、安全運転に必要な注意力が低下することがあります。

本冊子では、日頃の運転を振り返りながら48の質問に「ハイ」「イエ」で答えていただくことで、どのような要因で運転への注意力が低下するのかを知ることができます。

「車内にわき見をする危険度」「慣れた場所でぼんやりとする危険度」などご自身の具体的な運転の弱点に気づくことができますので、さらなる安全運転の継続にぜひご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/gd7kt3>

■【好評発売中】小冊子「知っていますか？安全管理の法律問題」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,000円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

※著者 清水伸賢（弁護士）

事業所の業務を行うにあたり、自動車の存在は不可欠なものとなっていますが、同時に自動車の使用には様々なリスクが発生します。

本冊子では、安全管理について6つのテーマを取り上げ、従業員が業務中などに事故を起こした際に事業所が負うべき「運行供用者責任」「使用者責任」などの責任の解説や、経営者や管理者が知っておくべき法律の知識をわかりやすく説明しています。

事業所のみなさまの交通安全意識の高揚へとぜひお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/mn8nmZ>

■【おすすめ】小冊子「雪道・凍結道の危険をイメージしよう」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

雪道や凍結路など、冬の運転は他の季節とは違った特別の注意を払う必要がありますが、普段それほど雪の降らない地域ですと、冬道での運転に慣れていないため必要な知識が身につけていないことがあります。

本冊子は、冬道を走行するにあたって必要な知識が身につけているか、また、危険な行動をしていないかを「はい」「いいえ」でチェックすることにより、冬道走行の基本を学んでいただける教育教材です。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/aXbVdz>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成30年2月19日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

